

＜共同生活援助：介護サービス包括型＞  
共同生活支援ばあとなあ  
平成29年度 事業計画書

1. 基本方針

自己選択・自己決定等、利用者一人ひとりの主体性を尊重し、自立（律）した生活を営むことができるよう関係機関・事業所と連携して利用者を中心とした支援を基本とする。共同生活住居が「安らぎの場」となること、利用者の気持ち（夢・希望）を受け止めること、『一人ひとりを生活の主体者と捉え個々の生活を重視した支援』をおこない、社会福祉法人童里夢の基本理念を基軸に、自律（律）の様々な形を認め、各人の well being（より良く生きる：暮らす・働く・余暇活動の充実）を一緒に考え支援し、地域生活における『利用者のQOL（生活の質）』を高める努力を継続する。

ばあとなあのテーマ、大切にすること・・・『地域生活を支える／事業の安定と継続』

1. 利用者主体の事業運営

利用者一人ひとりのニーズ（潜在・顕在）、思いに叶う支援の組立て

2. 人権尊重・権利擁護の意識

利用者（家族）との信頼関係の構築

プライバシーへの配慮／倫理／権利擁護（利用者の代弁者）の意識

他者理解（利用者（家族）の心情を理解）／自己理解（支援者の自己理解）

3. 地域に開かれた事業所運営

家族との連携も含めて、地域社会と協力しての事業展開

4. 当法人事業所、及び関係機関と連携をとった利用者支援

地域の中で暮らし続けるための生活全体をマネジメント

5. チームワーク

感謝の気持ち／謙虚な態度／思いやり

相手の立場で物事を感じ取り、他者の意見に耳を傾ける姿勢を持つこと

2. 事業運営

施設整備（童里夢ホーム（仮称）建設（平成30年2月完成予定）、ひまわりハウスのスプリンクラー設置）の実施年度となり、円滑な事業運営のための体制、業務の見直しながら、新しい体制づくりをすすめる。また、地域生活に関連する事業として、“すたあと”との連携・協力を図りながら、事業の統合も含め「あるべき姿」について検討する。

安定的な事業運営のためには、人材の確保、運営予算の担保が必須である。ハード面の整備と共に運営体制の見直し、協力体制の強化を図りながら支援力の向上にも継続して取り組む。

制度が措置から支援費、自立支援法、そして総合福祉法への目まぐるしく変わる中、社会状況も変化している。福祉事業の運営も厳しく、人材確保もままならぬ状況に対して向き合い、今までの当たり前が当たり前ではないことを認識して、その中で利用者、ご家族にも理解、協力を頂きながらの事業運営が必須になる。他事業所との連携・協力を求めるも過剰な負担を掛けることのないバランスの良い支援体制をつくる必要がある。今後の運営課題として、利用希望者は増えるがグループホームは不足している。法人内のみならず、地域に資源が慢性的に不足しており、今後の見通しも明るくない。限られた資源を有効活用できるしくみについても多くの利用希望者に機能が還元できるしくみづくりも検討をすすめる。（体験利用、短期入所（自立生活訓練）との併用、他）

週末の帰省、夜間支援体制の確保については、利用者、及び家族に協力を求めなければならない状況にあり、今後、利用者の加齢等による心身の衰えに対する手厚い支援、将来に渡り地域で安心して暮らし続けることのできる生活保障、親亡き後、終の棲家としての責任を果たすことへの取組み等を検討課題として挙げる。

### 3. 重点課題

#### 1. 運営基盤・体制の強化

平成30年度に向かう移行（体制づくり）期間として、中期的視点から事業運営、体制づくりをおこなう。童里夢、奏楽、すたあとの各事との連携・協力体制づくりをすすめる。事業所間のつながりを強固なものとし、全体の最適化を図る。支援者一人ひとりの職務・職責を明確にして、管理者、サービス管理責任者が主任と協力して直接支援の現場を指導することで、事業所全体をまとめる。運営体制は、法人内事業所の協力を見込みながら中長期的視点から適時再編をすすめる。

#### 2. 人材育成／支援力の向上

利用者支援のあり方を確認しながら、支援力向上を継続課題として支援の組立て、サービスの質の向上に事業所全体で取り組む。

利用者一人ひとりの障害特性・特質を理解した上で、本人への合理的配慮を心掛けた支援環境を整える。（家族、事業所間の情報共有・協力）

計画的な諸研修への参加により、職員一人ひとりの知識・技術等を高め、復命書、研修報告等を通して有益な情報を職員全体で共有する。権利擁護・サービス管理委員会の活動を通して、社会モデル（「障害」は障害者ではなく社会がつくり出しているという考え方）、当事者の関与、合理的配慮等に関する基本的知識の浸透を図る。

全ての職員が統一された支援方針のもと、標準化された支援が実践できるよう、業務（支援）マニュアルを整備する。

#### 3. 防災設備・機器類等の整備（ソフト、ハード共）

平成30年度（消防法の改正：既存不適格に対する猶予期間終了）に向けて必要な防災設備の整備として、既存共同生活住居（ひまわりハウス）にスプリンクラーを設置する。

災害時に利用者を保護することを目的とし、利用者、及び支援者に対して各種訓練・教育をおこない、災害（防災）に対する意識を高め、ソフト、ハード両面から防災対策の強化・拡充を図る。

また、BCP（事業継続化計画）の推進として、家具類の固定、備品・備蓄品等の購入、保存、管理等を含め大規模災害時に対応できる準備、体制を整える。

#### 4. 童里夢ホーム（仮称）開設に向けた準備 ※国庫補助事業

既存のサービス内容をソフト、ハード両面より評価、検証しながら、新拠点開設に向けた準備をすすめる。

支援体制の見直し 夜間支援体制づくり ※マニュアルの整理

県営住宅から移設に向けての準備、手続き

#### 4. 利用者支援

利用者の夢、思いを受け止め（引き出し）、「自立（律）に向けた支援」、利用者が「生活力をつけるための支援」を基本として、利用者の能力を引き出す支援（エンパワメントアプローチ）を実践する。

利用者との関わり、信頼関係づくり、地域社会との関わりも大切にしながら広く将来を見据えた支援の組み立てをおこなう。

課題、情報等を共有し職員会議、スタッフ会議にて支援目標・課題の進捗状況を確認、評価して、関係する事業所、支援者間で一体的、且つ連続した支援をおこなう。

- ・ 生活支援：食事・洗濯・掃除等の家事支援、金銭管理、服薬管理、健康管理・他
- ・ 余暇活動支援：誕生会、外食日、活動日、クリスマス会等の小イベントの企画・設定  
※年間予定カレンダー作成
- ・ 日常生活上の相談支援
- ・ 利用者支援記録 ⇄ 個別支援計画・モニタリング（変更）・評価  
詳細なアセスメント（聞き取り、要望確認）⇒利用者（ご家族）の同意  
個別支援計画・生活目標プランの作成                   :                   4月  
モニタリング（継続／変更）                               :                   9月  
評 価   :                   3月
- ・ 行政手続き等の補助・協力
- ・ 家族、バックアップ事業所との連絡調整  
スタッフ会議   職員会議  
事業所連絡会  
家族連絡会    1回/3月   ※今年度は施設整備があるため、適時実施もあり
- ・ 環境整備 住居内外の美化（清掃の常時実施、大掃除の定期的実施：年3回）

#### 5. 防災計画

災害（緊急）時の対応をあらためて整理、確認し、マニュアル類（利用者、支援者の行動指針）を整え、防災訓練等を計画的に実施し緊急時に備える。また、必要な防災用品備品、非常食を備蓄して災害時に備える。また、防災委員会への参加を通しての情報収集、法人全体でのBCP（事業継続化計画）の推進に協力する。

地域関係者（金田住宅自治会、石巻地区・校区）と協力・信頼関係を築き、災害時の協力体制を強固なものとする。

防災・安全面に留意し、特に夜間の外来者の対応について細心の注意を払い危機管理を怠らない。下記、訓練、学習会等を計画的におこなう。

防災設備の活用、訓練、学習会を通して緊急時の連絡体制、対応を万全なものとする。

（様々な状況と場面を想定して実施、必要に応じてバックアップ事業所の協力）

防災訓練・学習、防災自主点検（毎月1回） 火災・地震想定訓練

防災自主点検（毎月1回）

利用者への安全教育

外来者への対応 台風時の対応 救急車への電話のかけかた

防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理

既存の共同生活住居への防火対策 ※防災設備の設置

## 6. 職員研修

支援者の知識、技術の向上を目指して、計画的に研修を実施、参加する。復命書、研修報告等の機会を設けて、獲得知識等を職場全体への還元・浸透を図る。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

1. 事業所外研修 知的障害者グループホーム関係職員研修会（知的障害者福祉協会）  
東海グループホームスタッフ研修会  
愛知県グループホーム世話人連絡会への参加
2. 事業所内研修 法人全体研修（6・9・12・3月）  
計画的なプログラム研修 初級研修 一般研修  
虐待防止研修
3. 職域研修 指定研修、及び職員希望により考慮
4. 自己啓発研修 指定研修、及び職員希望により考慮  
資格取得のバックアップ

## 8. 苦情解決

法人の苦情解決規程に則り、事業所が提供するサービスに関する利用者等からの苦情を解決するための体制を整える。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての意識を高める。また事業所内に苦情ボックスの設置、アンケートの実施、相談日等の設定から、利用者からの声、苦情等に迅速に対応できるしくみ体制を整える。